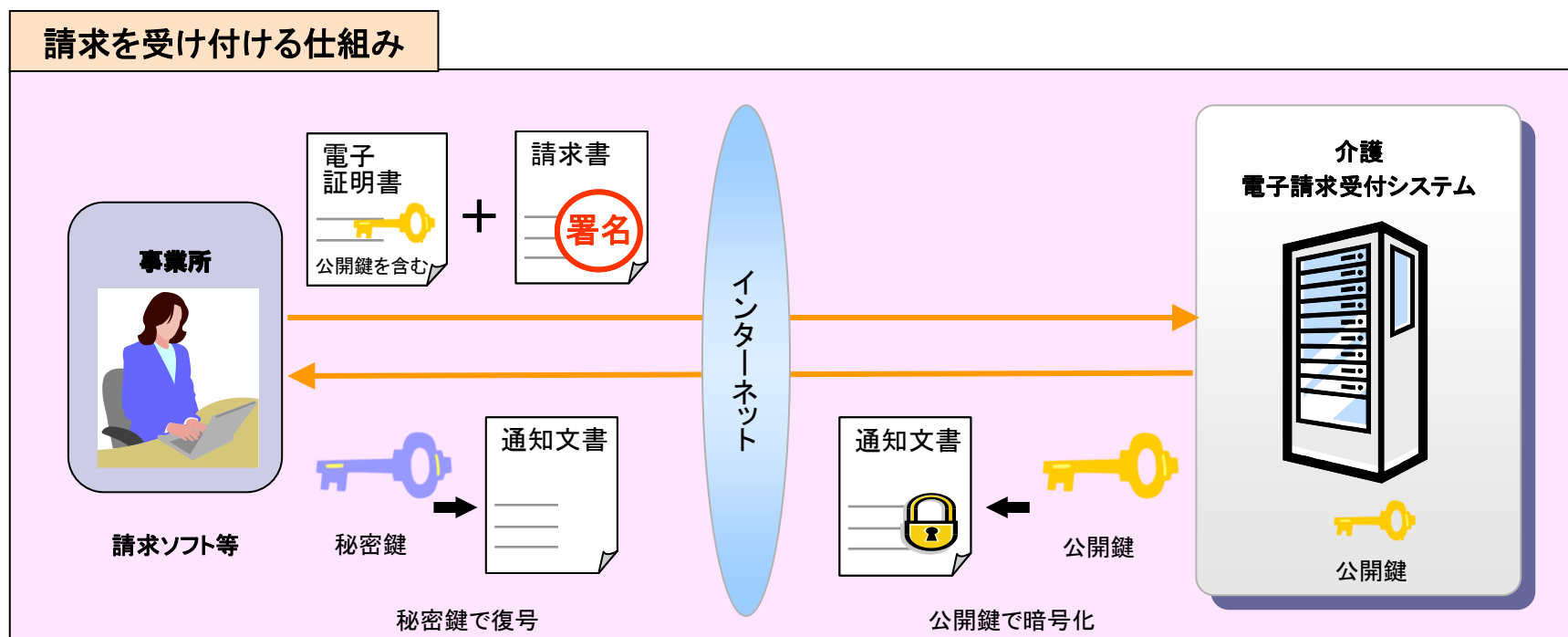


電子証明書とは

介護給付費等のインターネット請求を行うにあたり、その請求が本当に該当の事業所または代理人からであるかを確認するため等の目的で利用されるデータのことを指します。あくまでもパソコン内で利用するデータであり、実際の書類（紙面）として発行/送付されることはありません。※データファイルをパソコンにダウンロード/インストールすることで利用可能となります

電子証明書を保持している事業所または代理人のみが、国保連合会への請求及び通知文書等を取得することが可能となります。そのため事業所または代理人は、インターネット請求を始める前に**電子証明書を取得することが必要**となります。インターネット請求と電子証明書の関連については、以下の図の通りとなっております。



電子証明書の有効期間及び発行手数料について

電子証明書は、利用形態により3種類あり、それぞれ用途や発行にかかる手数料が異なります。電子証明書の種類と有効期間、発行手数料については以下の表の通りとなっております。なお、証明書の発行申請の方法については、『[介護電子請求受付システム導入マニュアル「3.2 電子証明書の取得」](#)』をご参照ください。

表 電子証明書の種類

No.	証明書利用区分※1	有効期間※2	発行手数料※3	説明
1	介護・障害共通証明書	3年	13,900円	代理人が、 介護保険及び障害者総合支援の両方 の請求に使用する証明書。 ※代理人以外は利用しません
2	介護保険証明書	3年	13,200円	事業所、または代理人が、 介護保険のみ の請求に使用する証明書。
3	障害者総合支援証明書	3年	7,800円	事業所、または代理人が、 障害者総合支援のみ の請求に使用する証明書。

※1 証明書利用区分とは、電子請求受付システムにおける、電子証明書の属性情報であり、電子証明書の利用形態を表します。

※2 有効期間の開始日から3年と1日が経過した時点を終了日とします。

※3 発行手数料の支払については、初回利用月における事業所への支払決定額からの相殺となります。(代理人を除く)

- 有効期間は一律で3年となっておりますが、3年以外の有効期間を設定する（例：1年更新とする）ことはできません。
- 手数料については、証明書発行処理にかかる手数料であることから、有効期間の途中で電子証明書が不要となった等の場合であっても、返金を行うことはできません。
- 誤って有効期間が重複する証明書を発行申請してしまった場合、手数料も二重で徴収されてしまいます。